

大津市立やまびこ総合支援センター内 ひまわりはうすヘルプ事業のご案内

1. 医療的ケア児者等のレスパイトとしてのヘルプ事業

- ・大津市内にお住まいの医療的ケア児者または行動援護に該当する障害児者を対象に介護者のレスパイト等を目的に、行動援護または重度訪問介護でセンター館内での見守りや余暇支援、外出支援の提供を行います。

2. 24時間365日セーフティネット支援としての緊急時対応事業

- ・大津市内の知的障害児者及び身体障害児を対象に、介護者が急な体調不良や怪我等で対象者の介護が一時的に困難になり、かつ普段利用している事業所で調整困難になった場合に下記の支援を行います。
- ・日中一時支援や身体介護、行動援護、重度訪問介護の制度に基づき、センター館内または自宅での見守り及び利用者に必要な介助の提供を行います。
- ・宿泊を伴う支援の場合、大津市通所施設条例の夜間一時保護（ナイトケア）に基づき宿泊支援を行います。
- ・移動支援車両送迎支援に基づき、必要に応じた送迎支援を行います。

・連絡先：大津市立やまびこ総合支援センター内ひまわりはうす

・住所：大津市馬場2丁目13-50 大津市立やまびこ総合支援センター2階

TEL 077-522-5704 FAX：077-523-7200 メール：himawari@biwakogakuen.or.jp

営業日 365日 事業所営業時間 9:00～17:00

レスパイト支援に関して

医療的ケアの必要な方や重症心身障害児者、行動援護対象児者を対象にレスパイト支援を行っています。

1. 対象者

- ・ 大津市内に在住している療育手帳の交付を受けている知的障害児者、身体障害者手帳の交付を受けている医療的ケア児者
- ・ 大津市内に在住している重症心身障害児者
- ・ 大津市内に在住している行動援護対象者

2. 利用要件

- ・ 介護者の用事等で一時的に見守り等の支援が必要で、他のサービスでの利用調整が制度的及び資源的に困難な場合。

3. 利用する制度

支援内容	利用する制度	利用者負担
大津市立やまびこ総合支援センター館内での見守り及び利用者に必要な介助。 (必要に応じて自宅や事業所とセンター間の送迎支援)	行動援護 重度訪問介護 移動支援個別支援 n 移動支援車両移送支援 日中一時支援	* 行動援護及び重度訪問介護及び移動支援個別支援の利用者自己負担 ・ 非課税世帯及び生活保護世帯は無料です。 * 移動支援車両移送支援の利用料 (車両送迎をした場合)
病院や障害福祉サービス事業所等への車両を利用した送迎支援	移動支援車両移送支援 通院等介助 重度訪問介護	* 通院等介助及び重度訪問介護の利用者自己負担 ・ 非課税世帯及び生活保護世帯は無料です。 * 移動支援車両移送支援の利用料 (車両送迎をした場合)

4. その他

- ・ 行動援護や重度訪問介護でのヘルプ、移動支援の車両送迎支援を利用する場合はひまわりはうすとの契約が必要です。契約にはヘルプの支給決定が出ている受給者証、移動支援の支給決定通知証が必要です。

- ・ 医療的ケアを行うにあたり、事前に主治医による医療指示書の提出が必要です。

・ 介護者の用事等で一時的に見守り等の支援が必要な場合の支援の依頼は前月の 20 日までにお願いします。

緊急時支援に関するご案内

大津市立やまびこ総合支援センター内ひまわりはうすでは、地域生活をする中で発生する、様々な不安を少なくしながら生活できるようにするため、関係機関と連携して緊急時の対応を行います。

1. 対象者

- 療育手帳の交付を受けている知的障害児者、身体障害者手帳の交付を受けている障害児

2. 利用要件

- 介護者が急な体調不良や怪我及び急な葬祭等の突発的な要件が入り、対象者の介護が一時的に困難になり、かつ普段利用している事業所で調整困難になった場合

3. 支援内容と利用する制度

支援内容	利用する制度	利用者負担
大津市立やまびこ総合支援センター館内での見守り及び利用者に必要な介助。 (必要に応じて自宅や事業所とセンター間の送迎支援)	日中一時支援 行動援護 重度訪問介護 移動支援車両移送支援	*大津市の日中一時支援の利用料 ・非課税世帯及び生活保護世帯は無料です。 *通院等介助及び重度訪問介護の利用者自己負担 ・非課税世帯及び生活保護世帯は無料です。 *行動援護及び重度訪問介護の利用者自己負担 *移動支援車両移送支援の利用料(車両送迎をした場合)
やまびこ館内での宿泊支援	大津市通所条例に基づく夜間一時保護	*1泊2日 1000円 ・生活保護世帯は無料です。
自宅での見守り及び利用者に必要な介助の提供	身体介護 重度訪問介護	*身体介護及び重度訪問介護の利用者自己負担 ・非課税世帯及び生活保護世帯は無料です。
緊急時の短期入所等への車輛を利用した送迎支援	移動支援車両移送支援 重度訪問介護	*移動支援車両移送支援の利用料(車両送迎をした場合)

4. 利用にあたっての手続き

・行動援護や重度訪問介護でのヘルプ、移動支援、日中一時支援の利用をする場合はひまわりはうすとの契約が必要です。契約にはヘルプの支給決定が出ている受給者証、移動支援の支給決定通知証、日中一時支援の支給決定通知証が必要です。

・ナイトケアの利用を希望する場合には大津市障害福祉課に夜間一時保護の登録が必要となります。

5. 緊急時の利用方法

① 普段利用している相談支援事業所またはサービス提供事業所への相談

・緊急時対応に関して普段利用している短期入所事業所やヘルプ事業所がございましたら、そちらの事業所の利用が優先して調整します。サービス等利用計画を作成している相談支援事業所の担当相談員に相談するか、または普段利用しているヘルプ事業所や短期入所事業所にまずはご相談ください。

② 普段利用している事業所が対応できない場合は、ひまわりはうすまでご連絡ください。

・24時間365日サービス提供しています。なお、事業所の営業時間は9時から17時となっています。それ以外の時間帯は緊急携帯にご連絡ください。

・電話番号：077-522-5704

③ 受付担当者に希望する日時と支援内容と支援の必要な理由をお伝えください。

・以下の場合はお断りする場合があります。

①利用要件に該当しない場合

②利用者が感染症にかかっている場合

・職員の体制確保が困難な場合は希望した時間通りにお受けできない場合もありますのでご了承下さい。

・夜間に関しては職員が自宅待機となっておりますので、対応までに時間がかかる場合があります。

④ 利用に際して下記の準備をお願いします。

・食事が必要な場合は、食事または食事代。普段服用しているお薬。療育手帳、本人の保険証

・夜間泊まりの支援を利用する場合は、パジャマ、タオル、洗面用具。

⑤ 利用料の支払いは後日に大津市より請求書がご自宅に届きます。